

厚生労働省の組織再編及びそれに伴う分科会 の再編等について

組織改編に伴う労働政策審議会の所掌等の見直し

(旧)

労働政策審議会

電気事業及び石炭鉱業における争議行為の方法の規制に関する法律の在り方に関する部会

労働条件分科会

- 以下の事項を雇用環境・均等分科会に移管
 - ・個別労働関係紛争解決促進法に関する事項(第2条及び第20条を除く。)(労働局における個別労働関係紛争解決制度)
 - ・労働契約法第20条(期間の定めがあることによる不合理な労働条件の禁止)に関する事項
 - ・労働時間等の設定の改善に関する特別措置法に関する事項(第7条から第14条を除く。)
 - ・(雇用型)テレワークの推進及びパワーハラスメントの防止に関する事項

同一労働同一賃金部会
(労働契約法20条の移管に伴い措置)

勤労者生活分科会

○労働基準局勤労者生活課が所管

雇用均等分科会

○雇用均等・児童家庭局総務課が庶務を処理

同一労働同一賃金部会

(新)

労働政策審議会

労働条件分科会

○労働者の団体交渉の権利や労働関係の調整に関する事項を所掌に追加

電気事業及び石炭鉱業における争議行為の方法の規制に関する法律の在り方に関する部会

雇用環境・均等分科会

- 雇用環境・均等局総務課が庶務を処理(変更)
- 以下の事項が労働条件分科会から移管
 - ・個別労働関係紛争解決促進法に関する事項(第2条及び第20条を除く。)(労働局における個別労働関係紛争解決制度)
 - ・労働契約法第20条(期間の定めがあることによる不合理な労働条件の禁止)に関する事項
 - ・労働時間等の設定の改善に関する特別措置法に関する事項(第7条から第14条を除く。)
 - ・(雇用型)テレワークの推進及びパワーハラスメントの防止に関する事項

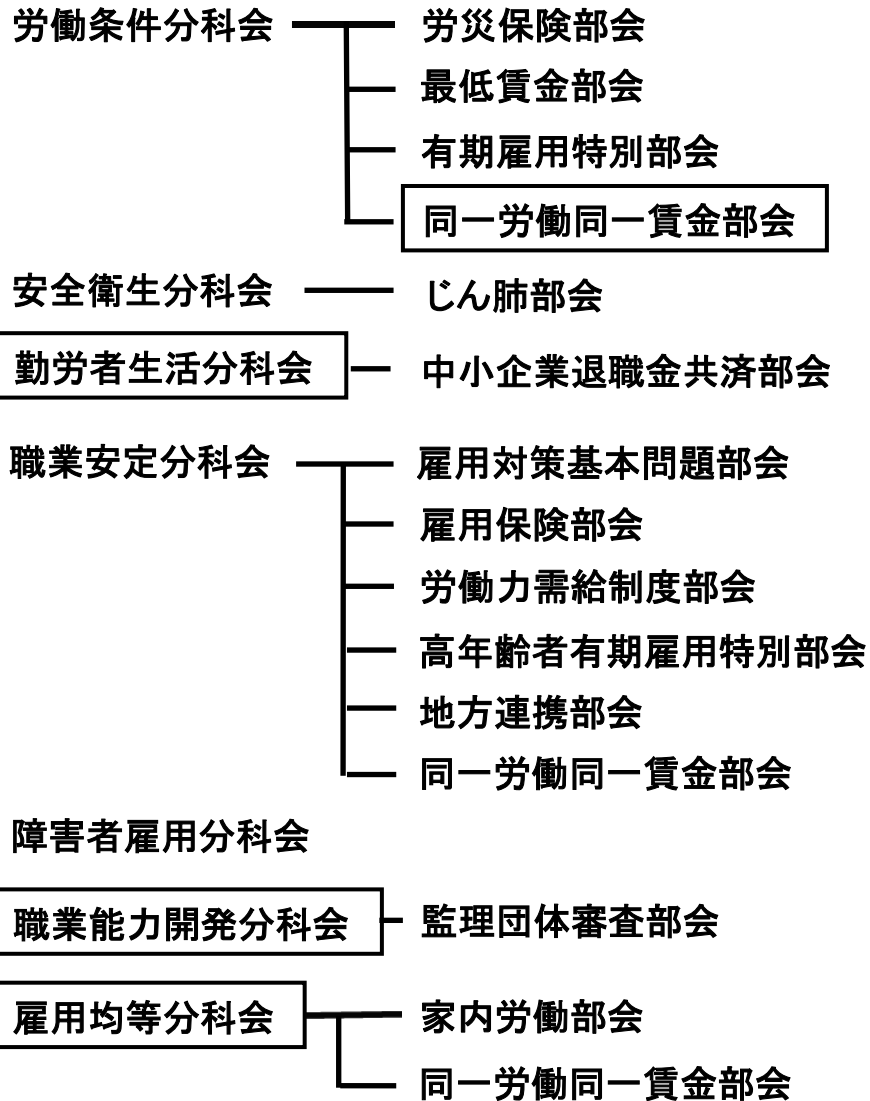
同一労働同一賃金部会

勤労者生活分科会

- 雇用環境・均等局勤労者生活課が庶務を処理(変更)
- 福利厚生及び労働金庫に関する事項を所掌として明確化

<参考>労働政策審議会 組織図

旧



新

